

住民税非課税世帯等に対する 重点支援臨時給付金のご案内

(3万円/1世帯、こども1人につき2万円を加算)

- 令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金は、**住民税(均等割)非課税世帯**や、令和6年1月から12月までに**家計急変のあった世帯**を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

こども1人につき2万円を加算

こども加算の対象：平成18年4月2日以降生まれ

給付金の支給時期

東根市が確認書(または申請書)を受理した日から1か月程度が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和6年度
「住民税(均等割)が非課税」
の世帯

令和6年1月~12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書が届きます (要返送)



基準日(令和6年12月13日)時点で東根市に住民登録があり、支給対象と思われる(可能性のある)世帯の世帯主に送付されます。
※未申告など課税状況が確認できない場合等、確認書が届かない場合があります。
※申請期限までに確認書の返送がない場合は、給付金の受取りを辞退したものとみなします。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

基準日(令和6年12月13日)時点で東根市に住民登録のある世帯が対象です。
※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。東根市役所福祉課にも準備しています。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）非課税の世帯

世帯の全員が、令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 支給対象と思われる（可能性のある）世帯には、東根市から給付内容や確認事項が記載された確認書または申請書が届きます。
- 内容を確認のうえ**必要事項を記入し返信用封筒で返送してください。**



【確認事項】

- ①住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ②記載されている給付金振込口座番号に誤りがないか
※振込口座が記載されていない場合、または振込口座の変更を希望する場合は、希望する振込口座の口座情報をご記入いただき、通帳かキャッシュカードのコピーを必ず同封してください（指定できる振込口座は原則として世帯主名義のもののみとなります）。
- ③（こども加算がある場合）対象人数に誤りがないか

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和6年1月から12月までの任意の連続した3か月の収入×4倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東根市の場合）単身の場合：93万円以下、配偶者と子(1人)を扶養の場合138万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類（給与明細等収入減少がわかる書類）と一緒に、下記担当窓口にご提出ください。

! 退職等により収入が減少することがあらかじめ明らかであったにも関わらず給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請期限：令和7年3月21日（金） ※郵送の場合は当日消印有効

こども加算のみ申請期限が令和7年7月31日となります。

基準日の翌日から令和7年7月17日までに生まれたこどももこども加算の対象となりますので、該当する人は下記担当窓口で申請してください。



住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記担当窓口や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東根市 健康福祉部 福祉課

「令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金」担当（市役所1階15番窓口）

0237-42-1111 内線2145

受付時間 平日 8:30~17:15

